

徳島県告示第五百一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年十一月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出 の受理日	廃止 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類			
医療法人成悠会	小松島市中田町字狭間四七番地	訪問介護ステーションゆう	小松島市中田町字狭間四七番地	訪問介護		令和五年八月二十九日	令和五年九月三十日
同	同	訪問介護ステーション藍	徳島市名東町一丁目九一番地	同		同	同
社会福祉法人阿南市社会福祉協議会	阿南市富岡町北通三三番地一	阿南市社協デイサービスセンター秋桜荘	阿南市羽ノ浦町岩脇中地一二番地の一	通所介護		同十八日	同
医療法人成悠会	小松島市中田町字狭間四七番地	デイサービス天満ウエルネス二軒屋	徳島市南二軒屋町一丁目一番一六号	同		同二十九日	同